



世民法律事務所 SHIMIN LAW OFFICES

日本政策金融公庫が、中国大手商業銀行と業務提携し スタンバイ・クレジット制度による日系中小企業向けの融資 支援を本格化

日本政策金融公庫のニュースリリース【1】によると、日本政策金融公庫は、中国で事業展開する中小企業2社に対して同行が展開する「スタンバイ・クレジット制度」を適用し、各企業の債務を保証するための信用状を中国大手商業銀行の「平安銀行」に向けて初めて発行しました。

中国に進出する中小企業にとって、現地法人が事業展開するにあたり資金調達が鍵となりますが、日本からの送金による資金調達では為替リスクが発生する恐れがあります。そこで、為替リスクを回避する調達方法の一つとして、現地における資金調達が非常に重要な意味をもちます。

今回の平安銀行に向けての信用状発行の実現は、中国において安定した資金調達を目指す中小企業にとって朗報であると共に、中国において日本政策金融公庫と平安銀行の提携による「スタンバイ・クレジット制度」の実施が本格化したことを意味します。日本政策金融公庫の公開情報【2】に基づく、2016年現在、同行が取引をする中小企業は中国（香港を含む）に約3,000の現地法人等を有しており、今後も数多くの中小企業による同制度の利用が見込まれ、幅広く活用されることが期待されます。

中国におけるスタンバイ・クレジット制度の利用にご興味のある企業におかれましては、ぜひ日本政策金融公庫の各支店窓口にお問い合わせされてみてはいかがでしょうか（参考 URL：<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/standbycredit.html>）。

本資料の著作権は世民法律事務所（以下「世民」といいます。）に属するものであり、本資料を無断で引用、変更、転写又は複製することは固くお断りいたします。

本資料は、中国法令の意味を理解するための参考として供する目的にのみ作成されたものであり、中国法令そのものに対する解釈、説明又は解説等を含むものではありません。

¹ https://www.jfc.go.jp/n/release/pdf/topics_161222b.pdf

² <https://www.jfc.go.jp/n/company/sme/pdf/2016jfs03.pdf> 5 ページ目下段